

小牧市立保育園管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 3 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市規則第 3 1 号

小牧市立保育園管理規則等の一部を改正する規則

(小牧市立保育園管理規則の一部改正)

第1条 小牧市立保育園管理規則（昭和49年小牧市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定により入園を制限するときは、理由を付し、保護者に通知するものとする。

第4条中「保育園入園申込書（様式第1）を」を削り、「提出し」を「申し込ま」に改める。

第5条第1項中「保育の利用」の次に「の可否」を加え、「小学校就学前子どもの区分認定等規則第13条第1項に規定する特定教育・保育施設等利用決定通知書により」を「その結果を」に改め、同条第2項中「前項」を「市長は、前項」に、「小学校就学前子どもの区分認定等規則第13条第2項に規定する特定教育・保育施設等利用変更決定通知書により」を「変更の内容を保護者に」に改め、同条第3項を削る。

第6条中「保育園退園届（様式第2）を」を削り、「提出し」を「届け出」に改める。

第15条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「保育園の管理について必要な事項」を「この規則の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式」に改める。

様式第1及び様式第2を削る。

(小牧市家庭的保育事業等の認可及び実施に関する規則の一部改正)

第2条 小牧市家庭的保育事業等の認可及び実施に関する規則（平成27年小牧市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「小牧市家庭的保育事業等認可事前協議書（様式第1。以下「事前協議書」という。）及び事業計画書（様式第2）」を「事前協議書及び事業計画書」に改め、同条第2項中「（以下「事業計画書等」という。）」を削り、「小牧市家庭的保育事業等認可内示書（様式第3。以下「内示書」という。）により」を「その旨を」に改め、同条第3項中「小牧市家庭的保育事業等事前協議不承認書（様式第4）により」を削り、同条第4項中「内示書の交付」を「第2項の通知」に改め、「小牧市家庭的保育事業等認可事前協議内容変更申請書（様式第5）を」を

削り、「提出し」を「申出をし」に改める。

第3条第1項中「、小牧市家庭的保育事業等開設準備完了届（様式第6。以下「完了届」という。）を」を削り、「提出し」を「届け出」に改め、同条第2項中「完了届を」を「前項の届出を」に、「完了届の」を「その」に、「に規定する」を「の規定により」に、「小牧市家庭的保育事業等認可証（様式第7）」を「当該認可を証する書類」に改め、「小牧市家庭的保育事業等不認可通知書（様式第8）により、」を削る。

第4条第1項中「小牧市家庭的保育事業等内容等変更申請書（様式第9。以下「変更申請書」という。）を」を削り、「提出し」を「申出をし」に改め、同条第2項中「変更申請書を受理し」を「前項の申出を受け」に、「適当と認めたときは、小牧市家庭的保育事業等内容等変更承認書（様式第10）により、」を「変更を承認するときは、その旨を」に改める。

第5条第2項中「小牧市家庭的保育事業等休止・廃止届（様式第11）に」を削り、「提出し」を「届け出」に改める。

第6条中「小牧市家庭的保育事業等認可取消通知書（様式第12）により」を「その旨を」に改める。

第7条第2項及び第3項中「完了届に添付し」を「第3条第1項の届出に添え」に改める。

本則に次の1条を加える。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

様式第1から様式第12までを削る。

（小牧市小学校就学前子どもの区分に係る認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認の申請等に関する規則の一部改正）

第3条 小牧市小学校就学前子どもの区分に係る認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認の申請等に関する規則（平成27年小牧市規則第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小牧市小学校就学前子どもの区分に係る認定等に関する規則

第1条中「認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認」を「認定等」に改める。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とする。

第7条第3項中「教育・保育給付認定及び」を「法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定及び法第30条の5第2項に規定する」に改め、同条を第5条とする。

第8条を削る。

第9条の見出しを「(支給認定証の返還)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「教育・保育給付認定取消通知書」を「府令第14条第1項の通知」に、「教育・保育給付認定保護者(支給認定証)」を「法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)(同項に規定する支給認定証(以下「支給認定証」という。))」に、「通知書を受け取った」を「通知を受けた」に改め、同項を第6条とする。

第10条から第15条までを削る。

第16条第1項中「前条に規定する」を「教育・保育給付認定保護者から現に監護している教育・保育給付認定子ども(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。))について」に、「あった」を「あり、当該」に改め、同条を第7条とする。

第17条第1項中「があるときは特定教育・保育施設等利用決定通知書(様式第15)により教育・保育給付認定保護者に通知するものとし、利用できる特定保育施設又は特定地域型保育事業がないときは特定教育・保育施設等利用保留通知書(様式第16)により」を「の有無を」に改め、同条第2項中「特定教育・保育施設等利用変更決定通知書(様式第17)により」を「変更の内容を教育・保育給付認定保護者に」に改め、同条を第8条とする。

第18条から第23条までを削る。

第24条中「は、市長が」を「及び必要な書類の様式は、」に改め、同条を第9条とする。

様式第1から様式第23までを削る。

(小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則(平成27年小牧市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担金減免申請書（別記様式）を」を削り、「提出し」を「申請し」に改める。

第6条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「負担金及び利用料の徴収について必要な事項」を「この規則の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式」に改める。

別記様式を削る。

（小牧市保育士等就職準備金貸付条例施行規則の一部改正）

第5条 小牧市保育士等就職準備金貸付条例施行規則（令和5年小牧市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「小牧市保育士等就職準備金貸付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に」を削り、「添えて市長に提出することにより行う」を「添える」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）従事等に関する誓約書

第5条中「申請書の提出」を「条例第4条第1項の規定による申請」に、「小牧市保育士等就職準備金貸付対象者認定・不認定通知書（様式第3）により」を「その結果を」に改める。

第6条第1項中「、小牧市保育士等就職準備金金銭消費貸借契約書（様式第4。以下「契約書」という。）によるものとし」を削る。

第8条第1項中「小牧市保育士等就職準備金連帯保証人変更届出書（様式第5）を」を削り、「提出し」を「届け出」に改める。

第9条中「請求しようとする」を「希望する」に改め、「小牧市保育士等就職準備金貸付請求書（様式第6）を」を削り、「提出し」を「請求し」に改める。

第10条第1項中「小牧市保育士等就職準備金異動事項等届出書（様式第7）により、」を削り、同条第2項中「、小牧市保育士等就職準備金現況報告書（様式第8）により」を削り、同条第3項中「死亡届出書（様式第9）に」を削る。

第11条第2項中「小牧市保育士等就職準備金貸付契約解除通知書（様式第10）により、」を「その旨を」に改める。

第13条第1項中「小牧市保育士等就職準備金返還計画書（様式第11）」を「当該就職準備金の返還に係る計画書」に改め、同条第2項中「小牧市保育士等就職準備金返還方法変更申請書（様式第12）を」

を削り、「提出し」を「申請し」に改める。

第14条第1項中「、小牧市保育士等就職準備金返還免除申請書（様式第13）を」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同条第2項中「小牧市保育士等就職準備金返還免除承認・不承認決定通知書（様式第14）により」を「その結果を」に改める。

第16条中「必要な事項は、市長が」を「この規則の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、」に改める。

様式第1から様式第14までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。